

# 令和6年度ムジークフェストなら広報業務仕様書

## I 業務概要

### 1 業務名

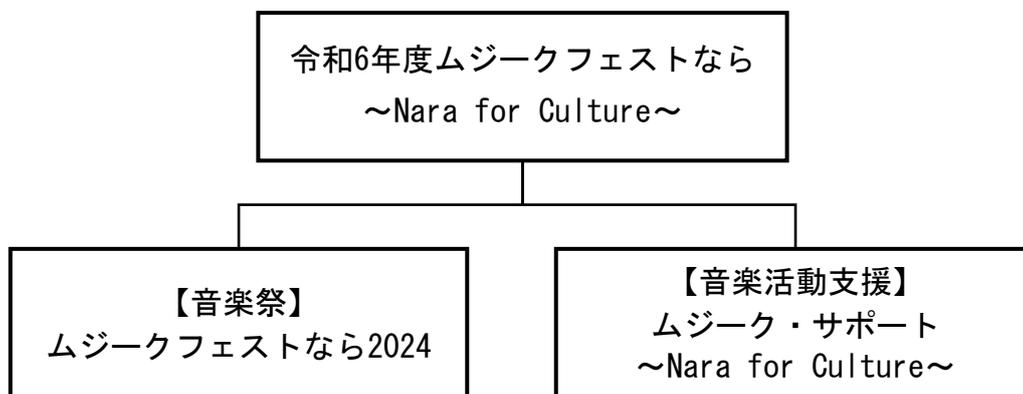
令和6年度ムジークフェストなら広報業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務目的

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを旨として、ムジークフェストなら実行委員会（以下、「甲」という。）が令和6年度に実施する以下の2つの事業（音楽祭事業「ムジークフェストなら2024」、音楽活動支援事業「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」）について広報を行う。

「ムジークフェストなら2024」は、奈良県内のさまざまな会場で、クラシックをはじめとし上質な音楽によるコンサートを開催することで、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することを目的とする事業である。本業務では、県民をはじめ幅広い層に、「ムジークフェストなら2024」の魅力伝え、各コンサートへの参加や、興味・関心を獲得することを目的とする。

「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」は、奈良が「若者等が創作活動に挑戦し成長できる土地」になることを目指し、クリエイティブな音楽活動を支援する事業である。本業務では、奈良県がクリエイティブな音楽活動を支援する県であることを、県内だけでなく県外にも発信し、音楽関係者等への認知度を向上させることを目的とする。



### 3 納期及び納入場所

本業務における、各制作物の納期及び納入場所は、甲と受託事業者（以下「乙」という。）が協議し、制作物ごとに、乙が作業工程を示した計画を作成のうえ決定する。（目安については「II3 業務詳細」を参照）

### 4 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者であ

る甲に無償で譲渡するものとする。

- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合であっても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

## 5 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

## 6 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。成果物にかかる全てのデータは外部記録媒体（USB メモリ・DVD 等）又はオンラインストレージに保存して納品すること。

## 7 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果物については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 8 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、乙の提案により作成する広報物に使用する動画・写真の撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、乙において対応するものとする。

## II 業務内容

奈良県内の各地で音楽祭「ムジークフェストなら 2024」（令和 6 年 5 月～12 月）及び、音楽活動支援「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の広報を実施するにあたり必要となる以下の業務について、甲から一括して委託する。

なお、令和 6 年度ムジークフェストなら事業計画(<http://www.pref.nara.jp/51513.htm>) の内容をよく理解したうえで実施すること。

### 1 業務概要

- (1) 【音楽祭】「ムジークフェストなら 2024」の広報
  - ①「連携・まちなかコンサート」の情報収集・広報
  - ②「有料クラシックコンサート広報チラシ」の企画・制作・発送
  - ③「公式リーフレット」の制作
  - ④「公式ガイドブック」の企画・制作・発送
  - ⑤「ポスター」の制作・発送
  - ⑥「公演プログラム」の制作
  - ⑦「のぼり」の制作・発送

- ⑧「バナースタンド看板」の制作
  - ⑨「文化会館前大型広報掲示板用シート」の制作
  - ⑩交通事業者と連携した広報展開
  - ⑪ノベルティグッズの製作
- (2) 【音楽活動支援】「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の広報
- ①「ムジーク・サポート～Nara for Culture～広報リーフレット」の企画・制作・発送
  - ②「ムジーク・サポート～Nara for Culture～バナースタンド看板」の制作
- (3) (1)、(2)に共通する広報
- ①首都圏等でのデジタルサイネージ放映
  - ②音楽専門雑誌への広告出稿
  - ③SNSを活用した情報発信及び運営
  - ④リスティング・SNS 広告

## 2 計画・準備

乙は業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

## 3 業務詳細

### (1) 「ムジークフェストなら 2024」の広報

#### 共通事項

- ・「ムジークフェストなら 2024」ロゴを制作し、各広報に利用すること。

#### ① 「連携・まちなかコンサート」の情報収集・広報

(ア) 「連携・まちなかコンサート」情報収集システム（以下、「情報収集システム」という。）の運用・保守

- ・令和6年2月6日(火)以降、ムジークフェストなら 2024 開催期間（令和6年5月1日～12月31日）中に実施される県内芸術文化団体、市町村等が主催するコンサート（以下、「連携・まちなかコンサート」という。）について、甲が用意する情報収集システムを用いてコンサートの情報を収集すること。
- ・令和6年3月21日（木）以降に、本システムの更新・保守が必要になった場合は、対応すること。

(イ) 県内芸術文化団体等との連絡調整

- ・令和6年2月5日(月)～12月22日（日）、受付対応窓口（電話窓口）を設置し、県内芸術文化団体等からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。
- ・必要に応じて、「連携・まちなかコンサート」に登録した県内芸術文化団体等と連絡調整（お知らせ等の一斉メール送信など）をすること。
- ・県内芸術文化団体から希望を募り、希望に沿って、のぼり・ガイドブック・ポスター等の広報物を送付すること。
- ・コンサート終了後、県内芸術文化団体等から実績報告を収集すること。

(ウ) 「連携・まちなかコンサート」広報

- ・「情報収集システム」で収集した情報は、別途委託予定の『令和6年度ムジークフェ

スト企画・運営委託業務』受託者と連携し、ムジークフェストなら 2024 公式 Web サイトに掲載すること。

- ・ 県内芸術文化団体等が作成した「連携・まちなかコンサート」広報動画を、ムジークフェストなら 2024 公式 Web サイトに掲載すること。
- ・ 県内芸術文化団体の SNS アカウントを、甲が運営する SNS アカウントにおいてフォローすること。
- ・ 令和 6 年 4 月以降、甲が運営する X (旧 Twitter) アカウントの「ポスト」機能を用いて、「連携・まちなかコンサート」の情報を投稿すること。
- ・ 令和 6 年 4 月以降、甲が運営する Instagram アカウントの「ストーリーズ機能や」、Facebook アカウントの「シェア機能」等を用いて、「連携・まちなかコンサート」の情報を効果的に広報すること。

(エ) 甲との連絡調整

- ・ 「連携・まちなかコンサート」の公演情報を管理し、甲の依頼に応じて一覧表などを作成し、提出すること。

② 「有料クラシックコンサート広報チラシ」の企画・制作・発送

(ア) 仕様

- ・ A4 両面 フルカラー/モノクロ
- ・ 制作部数 : 10,000 部
- ・ 発行時期 : 2 月下旬  
※甲が指定する箇所 (約 350 箇所) へ乙から直接納入発送すること。

(イ) 内容

- ・ 甲が主催する有料クラシックコンサート (4 公演) の概要を掲載すること。
- ・ 公演によって掲載枠の大きさを変えるなどし、配架時に目を引くデザインとすること。
- ・ 裏面にチケットの購入方法などを掲載すること。

③ 「公式リーフレット」の制作

(ア) 仕様

- ・ A4 8 頁、観音折、フルカラー
- ・ 制作部数 : 500 部
- ・ 発行時期 : 3 月下旬
- ・ 納品場所 : ムジークフェストなら実行委員会事務局

(イ) 内容

- ・ 「ムジークフェストなら 2023」の実績を掲載すること。  
※過去に発行したリーフレットを参考にデザインすること。

④ 「公式ガイドブック」の企画・制作・発送

(ア) 仕様

- ・ A4 版、36 ページ程度 (表紙、裏表紙含む)、フルカラー

- ・制作部数：40,000部

- ・発行時期：3月下旬

※甲が指定する箇所（約450箇所）へ乙から直接納入発送すること。

(イ) 内容

- ・誌面を通して、デザインやフォントを統一し、ガイドブックが「ムジークフェストなら2024」を広報する一冊の読み物となるように企画すること。

- ・表紙は「クリエイティブ・アーティストが集まる場“奈良”」をコンセプトに、デザインを提案すること。なお、「せんとかん」の使用は必須ではない。

- ・甲が主催する有料クラシックコンサート（4公演）については、音楽ライターによる公演の見どころやアーティストについての特集記事、出演者のインタビューなど読み物としてのコンテンツを、乙が提案し、ガイドブックに盛り込むこと。なお、インタビューを掲載する場合、インタビュー実施にかかる出演者との調整については、甲が行う。

- ・クラシック音楽に馴染みのない層が公演を楽しめるように、マナー講座等のコラムを掲載すること。

- ・ページ台割は、甲・乙協議の上、内容を決定するものとする。

- ・「①「連携・まちなかコンサート」の情報収集・広報」で収集した情報を掲載すること。なお、誌面の都合上、全コンサートを掲載できない場合は、原則、早期に必要事項が登録され掲載が承認されたものを優先すること。

- ・ガイドブックに掲載する「連携・まちなかコンサート」の情報については、乙が直接、入力者に対して内容確認を行い、了承を得ること。

- ・「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」事業の内容についても掲載すること。

- ・同ガイドブックの掲載内容を、別途委託予定の『令和6年度ムジークフェスト企画・運営委託業務』受託者と連携し、ムジークフェストなら2024公式Webサイトにコンテンツとして掲載すること。なお、PDFではなく、Webサイトのページ内に表示すること。

⑤「ポスター」の制作・発送

(ア) 仕様

- ・B2版、フルカラー

- ・制作部数：600枚

- ・発行時期：2月下旬

※甲が指定する箇所（約450箇所）へ、乙にて納入し直接発送すること。

(イ) 内容

- ・キービジュアルのデザインと合わせること。

※ポスターデザインをもとに、エレベーターラッピングに使用するためのデザイン変更を行い、甲にデータを提供すること。

⑥「公演プログラム」の制作

- ・甲が主催する公演について、当日配布するプログラムを制作すること。

- ・発行時期、納品場所：各公演の2日前までに、甲が指定する場所へ納入すること。

(ア) 有料クラシックコンサート（4種類）仕様

- ・展開 A3 サイズ（仕上がり A4）
- ・4 ページ 2 つ折り、フルカラー
- ・マット紙 90kg
- ・合計 4,000 部
- ・当日の曲目、プロフィール、「④「公式ガイドブック」の企画・制作・発送」で制作した内容等を掲載すること。

(イ) 無料コンサート（1種類）仕様

- ・A4 両面 フルカラー/モノクロ
- ・コート紙 62.5kg（菊判）
- ・合計 1,300 部

⑦のぼりの制作・発送

- ・仕様：600 mm×1,800 mm カラー
- ・通年使用可能なデザインとし、フォントなどはキービジュアルに合わせること。
- ・制作数：280 枚
- ・制作時期：3月上旬
- ※甲が指定する箇所（約250箇所程度）へ、乙にて納入し直接発送すること。

⑧「バナースタンド看板」の制作

- ・サイズ：600mm×1,800mm カラー（表のみ）
- ・素材：耐候性があり屋外で長期使用できるもの（ターポリン、トロマット等）
- ・加工：ハトメ加工（4か所）
- ※屋外対応バナースタンド QSB-Y（Y-BAND-1）に合わせたバナーを制作すること
- ・2種類制作し、そのうち1種類は協賛社を掲載すること。なお、通年使用可能なデザインとし、フォントなどはキービジュアルに合わせること。
- ・制作数：15枚（通常11枚、協賛社4枚）
- ・制作時期：4月中旬
- ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局

⑨「文化会館前大型広報掲示板用シート」の制作

- ・フルカラー、片面シート貼り
- ・サイズ：W5,700mm×H2,410mm
- ・制作枚数：1枚
- ※本掲示物は向かって左から横1,415mm、1,435mm、1,435mm、1,415mmの4枚の着脱可能な表示板で構成されている（高さはいずれも2,410mm）。分割印刷を行い、4枚の板で1つの図柄を表すこと。なお、1枚の表示板に貼り付けるシートは必ずしも1枚でなくてもよい（分割可能）。
- ・キービジュアルのデザインと合わせること。

- ・制作時期：4月中旬
- ・納品場所：甲が別途指示する。

#### ⑩交通事業者と連携した広報展開

- ・交通事業者と連携し、駅構内、電車内などで広報を行う。
  - ・制作物・数量：
    - 駅貼りポスター(B1サイズ JR西日本：300枚程度、近鉄：80枚程度)
    - 電車中吊りポスター(B3サイズ JR西日本：3,800枚程度、近鉄：3,000枚程度)
    - JR奈良駅構内柱巻きポスター 5枚程度(設置、撤去含む)

※柱巻きポスターのサイズ、数量については、制作前に甲と協議すること。
  - ・キービジュアルのデザインと合わせること。
  - ・ポスターの下帯にJR西日本と近鉄から支給されるデータ・文言を挿入すること。
  - ・制作時期：4月中旬
- ※駅構内や電車内にポスター等を貼り出す際に交通事業者に支払うべき出稿料(掲出料含む)は、甲が負担する。

#### ⑪ノベルティグッズの製作

- ・クラシックコンサート来場者へのアンケートに対する回答率を上げるための景品として製作すること。
- ・上質で高級感のあるグッズとすること。
- ・グッズの仕様・数量については、乙が提案し、甲の承認のうえ製作すること。なお、最少製作数は60個とする。
- ・製作にかかる費用は合計350,000円(税抜き)以内とすること。
- ・ノベルティグッズは乙が配布すること。
- ・5月中旬ごろには配布できるように手配すること。

### (2)「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の広報

#### 共通事項

- ・「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」ロゴを制作し、各広報に利用すること。

#### ①「ムジーク・サポート～Nara for Culture～広報リーフレット」の企画・制作・発送

##### (ア)仕様

- ・両面フルカラー。
  - ・紙質、折り加工等の規格は、デザイン案とともに、乙が提案し、甲の承認を得て、決定すること。なお、A4パンフレットラックに配架されることを想定すること。
  - ・制作部数：20,000部
  - ・発行時期：6月下旬
- ※甲が指定する箇所(約450箇所)へ、乙にて納入し、直接発送すること。

##### (イ)内容

- ・以下の項目を掲載すること。なお、掲載情報はA3両面程度の想定。

- 「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」事業の概要
- 「ムジークキャンプ」の募集
- 「クリエイティブ・ピッチ・コンテスト」の紹介
- 演奏家への練習場所の提供事業の広報
- ムジークフェストなら 2024「連携・まちなかコンサート」の募集

②「ムジーク・サポート～Nara for Culture～バナースタンド看板」の制作

- ・サイズ：600mm×1,800mm カラー（表のみ）
- ・素材：耐候性があり屋外で長期使用できるもの（ターポリン、トロマット等）
- ・加工：ハトメ加工（4か所）  
※屋外対応バナースタンド QSB-Y（Y-BAND-1）に合わせたバナーを制作すること
- ・2種類制作し、そのうち1種類は協賛社を掲載すること。
- ・制作数：6枚（通常4枚、協賛社2枚）
- ・制作時期：7月下旬
- ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局

（3）（1）、（2）に共通する広報

①首都圏等でのデジタルサイネージ放映

- ・首都圏の主要駅構内及び、奈良県内または近隣府県のタクシー・バスの車内等で、「ムジークフェストなら 2024」及び「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」を広報するための動画をデジタルサイネージで放映すること。
- ・デジタルサイネージの放映場所、箇所数、期間については、定められた費用の中で、乙が提案し、甲の承認を得て決定すること。
- ・デジタルサイネージで放映する動画は乙が制作すること。なお、動画の長さは「15秒」を想定。音声の有無、縦横比については、放映するデジタルサイネージの規格に合わせること。
- ・動画には「ムジークフェストなら 2024」のキービジュアルを使用すること。
- ・奈良県が「クリエイティブな音楽活動を支援する県」であることを広報する動画とすること。
- ・放映時期：（ア）首都圏の主要駅構内 4月  
（イ）タクシー・バスの車内 4月～5月
- ・放映にかかる費用は、（ア）首都圏の主要駅構内デジタルサイネージ 1,500,000円（税抜き）、（イ）タクシー・バスの車内のデジタルサイネージ 500,000円（税抜き）、合計 2,000,000円（税抜き）程度とすること。

②音楽専門雑誌への広告出稿

- ・クラシック音楽を専門とする雑誌等に広告を出稿し、「ムジークフェストなら 2024」及び「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」を広報すること。
- ・広告を出稿する雑誌は、甲乙協議の上、決定することとする。
- ・出稿する原稿は乙が作成すること。

- ・ 広告費用（税抜き 80 万円程度を想定）。は乙が負担する。
- ・ 広告時期：4 月～5 月

### ③ SNS を活用した情報発信及び運営

- ・ 甲が運営する LINE、X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram などの SNS アカウントを活用して情報発信を行うこと。なお、SNS 投稿にあたっては、乙が提案の上、甲が承認したものを発信するものとする。
- ・ LINE、Facebook、Instagram は甲が主催するコンサート等の情報を中心に発信するアカウントとして運用すること。
- ・ X（旧 Twitter）は、甲が主催するコンサート等の情報だけでなく、「連携・まちなかコンサート」の情報を発信するアカウントとして運用すること。
- ・ 広報に際して、必要に応じて各 SNS プラットフォーム会社に対して、認証を申請し、認証に必要な費用を負担すること

### ⑤ リスティング・SNS 広告

- ・ Web 検索エンジン（Google、Bing、Yahoo など）でクラシック音楽の検索結果に対して、リスティング広告を行うこと。
- ・ LINE での広報を強化するために、LINE の「友だち」を増やすための広告を実施すること
- ・ クラシック音楽に興味がある層に対して、X（旧 Twitter）、Instagram、YouTube で広告を行うこと。なお、広告に使用する素材は乙が制作すること。そのうち動画については、「①首都圏等でのデジタルサイネージの放映」で制作したものを参考にすること。
- ・ 広告費用：広告費として SNS プラットフォーム会社（LINE、Google 社等）に支払う費用は、合計 1,500,000 円（税抜き）程度とする。
- ・ 広告期間：4 月～5 月

### （４）委託上限額

16,900 千円（消費税及び地方消費税込）

### （５）支払方法

令和 6 年 3 月 31 日時点における出来高相当分について、乙は令和 6 年 3 月 31 日以降速やかに甲あて実施報告を行い、甲は完了検査後に 8,379 千円を支払限度額上限として代金を支払う。

令和 6 年 4 月 1 日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

### （６）履行期間

契約締結の日から令和6年12月31日（火）まで。

（7）打ち合わせ

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施する。

### Ⅲ 手続き等

#### 1 手続き

##### (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30（奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化振興課内）

ムジークフェストなら実行委員会事務局

電話番号 0742-27-8917

FAX 番号 0742-27-8481

電子メール bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

##### (2) 委託業務仕様書の配布

- ・配布期間 令和6年1月5日（金）まで
- ・配布場所・方法 奈良県文化振興課で交付または奈良県文化振興課ホームページから入手

##### (3) 参加意向申出書等の提出

- ・提出期限 令和6年1月11日（木）17時まで【必着】
- ・提出先 Ⅲ1（1）に示す事務局
- ・提出物 ①参加意向申出書（様式1-1）  
② 事業者概要書（様式1-2）  
③ 類似業務受注実績（様式1-3）

※類似業務：地方公共団体等が主催するイベントに関する広報業務。

※2018年4月1日以降に受託し、履行した実績（最大3件）とし、類似業務の受注実績がない場合も提出すること。

- ・提出方法 持参、郵送、または電子メール  
※郵送、電子メールの場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・参加資格の通知 令和6年1月12日（金）予定

##### (4) 企画提案書の提出

- ・提出期限 令和6年1月16日（火）17時まで【必着】
- ・提出先 Ⅲ1（1）に示す事務局
- ・提出方法 持参又は郵送

**ただし、別途、PDF データ（提案者名を記載していないもの）をⅢ1（1）に示す事務局宛に電子メールで提出すること。**

※郵送の場合は書留郵便に限る。発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

- ・提出物 企画提案書 10部  
※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載（個人名、具体的な社名やロゴマーク等）は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。なお、A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内とする。
- ・企画提案書は以下の内容に留意して作成すること。なお、ムジークフェストなら2024事業計画 (<http://www.pref.Nara.jp/51513.htm>) の内容を確認すること。

①実施方針等について

- ・ムジークフェストならの趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。
- ・組織図等実施体制表（関係機関・関係者との連携・協力について、体制や手法等を記載）を明記すること。
- ・本業務の実施に必要なスケジュール、実施フローを記載すること。

②「ムジークフェストなら 2024」の広報について

□「公式ガイドブック」表紙のデザイン（キービジュアル）案の提案（3案以内）

- ・過年度までの「ムジークフェストなら」公式ガイドブックの表紙デザインにとらわれず、「クリエイティブ・アーティストが集まる場“奈良”」のコンセプトを象徴するようなデザインとすること。
- ・配架時に目立つデザインとすること。
- ・若年層をターゲットとしたデザインとすること。
- ・ポスター等、他の広報媒体でも使用することを想定してデザインすること。

□「公式ガイドブック」内、有料クラシックコンサートのコンテンツ案の提案

- ・具体的なコンテンツ例と、その狙いを挙げること。
- ・単なるイベントの列挙とならないよう、ライターを起用するなど、有料クラシックコンサートのページが読み物として成立するように工夫すること。
- ・紙面 A4 8 ページ程度の内容とし、誌面での配置案を示すこと。

□ノベルティグッズの仕様・数量

- ・クラシックコンサート来場者へのアンケートに対する回答率を上げ、上質で高級感のあるグッズを提案すること。

③「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」の広報について

□「ムジーク・サポート～Nara for Culture～広報リーフレット」のデザイン案の提案（3案以内）

- ・事業の目的に沿ったロゴを制作し、デザイン案に含めること。
- ・デザインだけでなく、紙質、折り加工等の規格についても検討し、提案すること。
- ・A4 パンフレットラックに配架しやすい加工とすること。
- ・若い音楽家をターゲットにしたクリエイティブなデザイン、規格とすること。

④「ムジークフェストなら 2024」、「ムジーク・サポート～Nara for Culture～」共通の広報について

□首都圏の主要駅構内デジタルサイネージエリア等の提案

- ・首都圏の主要駅構内でのデジタルサイネージ放映について、定められた予算（1,500,000 円（税抜き）程度）で、効果的に、音楽関係者を中心に認知度が上がるようなエリアや期間、箇所数を検討し、提案すること。

## ⑤概算事業費

- ・ 広報の必要項目ごとに各々単価・数量を記載し、全体経費を積算すること。

## (5) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- ・ 受付期間 令和5年12月28日(木)12時まで
- ・ 提出方法 質問票(様式2)に質問事項を記載の上、電子メールにて送付すること。電話など口頭による質問は受け付けない。  
※電話にて送付した旨を連絡すること。
- ・ 提出先 Ⅲ1(1)に示す事務局
- ・ 回答方法 令和6年1月5日(金)までに奈良県文化振興課ホームページに公表する。個別には回答しないものとする。  
※質問者名は掲載しない。

## 2 受託者の特定

### (1) 企画提案書の評価

- ・ 企画提案書等は「令和6年度ムジークフェストなら広報業務受託者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」において審査を行い、各選定審査会委員の評価の合計点を集計したものを提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。
- ・ 提案者が1者の場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該提案者を契約の相手方として選定する。
- ・ 提出のあった企画提案書等については、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年1月19日(金)に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する(1月17日(水)の予定)。
- ・ プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・ 選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

### (2) 契約について

- ① プレゼンテーション審査を経て特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ② 参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところに準ずる。
- ④ 特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。  
また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解

除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、甲が甲との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### （3）その他

採択された提案は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて当実行委員会事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。

## 3 その他

- （1）提出された企画提案書等は返却しない。  
なお、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- （2）提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- （3）選考結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- （4）選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- （5）募集及び契約については、甲の都合により中止することがある。
- （6）本業務の詳細事項及び進め方等については、甲の指示に従うこと。
- （7）履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上